

国外動向について

2007年2月8日

財団法人インターネット協会

目次

1. 欧州におけるEU委員会

Safer Internet Programme の統計調査
「Eurobarometer Survey 2005」について

2. 米国のDOPA（通称 MySpace 法案）について

3. 韓国KISCOM

（韓国インターネット安全委員会）の動向

Eurobarometer Survey 2005

- 調査概要
 - 安全なインターネット利用に関する意識調査
 - 子どもの携帯電話利用や違法・有害情報対策についての設問も含まれている
 - 欧州25ヶ国で実施
 - 本調査は、EU委員会によるSafer Internet Programmeによる
 - 本調査が最新版である（2005年12月調査、2006年5月公表）
 - 前回調査は「Eurobarometer Survey 2003-2004」
- 詳細は以下のサイトよりダウンロード可能
 - http://europa.eu.int/information_society/activities/sip/eurobarometer/index_en.htm

Eurobarometer Survey 2005

● 調査結果より抜粋(1)

● 属性別ネット利用率の差

- 学生:91%が利用
- 男性:55%
- 女性:43%
- 55歳以上の人:20%
- 15歳以下の子ども:15%

...

● 年齢別子ども(18歳未満)のネット利用率

- 全体の50%
- 年齢と利用率は正の相関あり
- 16-17歳では88%
- 6-7歳では34%

...

● 子どものネット利用率

25ヶ国比較

- トップはデンマークの71%
(前回調査では68%)

...

● 子どものネット接続場所

- 家庭:34%
- 学校:33%
- 友人の家:16%

...

Eurobarometer Survey 2005

● 調査結果より抜粋(2)

● フィルタリングツールの利用率

- 全体(保護者など子どもを管理する立場にある人)の48%が利用
- 6-9歳の子どもの両親:59%
- 10-13歳の子どもの両親:55%

...

● 子どもと同席してネットを利用させる頻度

- いつも同席している:10%
- ほとんど同席している:10%
- しばしば同席している:4%
- 時々同席している:14%
- ほとんど同席しない:15%
- 同席することはない:45%

● 実際と同席率(子どもへの調査との差)

- いつも同席している
 - 子どもの回答(64%) / 親の回答(11%)
- しばしば同席している
 - 子どもの回答(3%) / 親の回答(29%)
- 時々同席している
 - 子どもの回答(20%) / 親の回答(59%)

● 子どもへのルールがある家庭

- TVのルール:41%
- ネットのルール:20%
(10-13歳では48%)
- 携帯のルール:16%
- コンピューターのルール:19%
- ゲーム機のルール:17%

Eurobarometer Survey 2005

- 調査結果より抜粋(3)

- インターネットのルールについて

- ある特定のウェブサイトに行かないと決めている:55%
- ネット利用時間を決めている:53%
- 個人情報を書いてはいけないと決めている:45%
- オンラインショッピングをしてはいけないと決めている:39%
- ネットで知り合った人と会ってはいけないと決めている:35%

...

- 違法・有害情報について

- 18%の人が自分の子どもが違法・有害情報を見たことがあると思っている
- 47%の人が違法・有害情報を見たら警察に通報すればよいと思っている
- 36%の人が学校、31%の人がISP、21%の人がマスメディア、19%が政府や地方公共団体、12%の人が警察より「安全なインターネット利用に関する情報」を教えて欲しいと思っている

Eurobarometer Survey 2005

- 安全なネット利用に関する啓発活動への示唆
 - はじめてネットを使う年齢が早まっている
 - 家庭での利用がメインである
 - 安全・適切・危険な行為について、早い時期から学ばせる必要がある
 - 10歳未満の子どもをもつ両親をターゲットにする必要がある
 - 学校などを通じて、もっと小さい子どもとその両親に焦点を当てるべきである

Deleting Online Predators Act

- 通称DOPA
- 米共和党議員の[Mike Fitzpatrick氏](#)による法案(2006年7月26日に下院を通過)
- 政府の援助金(E-Rateプログラム)を受けている学校や図書館などの公共のコンピュータから[MySpace](#)などのSNSサイトへのアクセスを規制する内容
- この法案の適用範囲はSNSだけではなく、双方向型のウェブサイト、インスタントメッセージ機能、ゲーム内でのチャットも対象となる予定
- ユーザー自身の情報を「ウェブページやプロフィール」に公開でき、同時にフォーラム(掲示板)やチャットルーム、電子メールのサービスも提供されている商用ウェブサイトについて、アクセスが完全に遮断される
- 未成年でも保護者の監督がある場合はこうしたサイトへの規制を解除することができる
- 米国図書館協会などは、「ソーシャルネットワーキング」の定義が曖昧で、研究や調査目的のサイトやサポートグループなど有益なサイトの多くも対象となってしまう可能性があるとして立法化に反対している
 - 【背景1】若者をターゲットにして、インターネットを通じて図書館機能を利用できるよう、SNS上に図書館サイトを形成している図書館が急速に増加している
 - 【背景2】こういった図書館サイトでは、一方的な情報提供だけではなく、図書館と利用者間、そして利用者と利用者との間でのコミュニケーションの場も提供している

Deleting Online Predators Act

- 2006年末の米国第109議会の会期終了により、上院での審議がストップしていた「学校や図書館から子どもがソーシャルネットワーキングサイト(SNS)にアクセスすることを禁止する法案」は**廃案**になった
- 米国図書館協会(ALA)のヤングアダルト図書館サービス協会では、
 - ブログ, Wiki, Flickrなどの人気のツールの活用に加え, SNS最大手のMySpaceにページを開設し、
 - 利用制限ではなく, 利用方法を教えるという姿勢を鮮明にしている
- 米国の10代の子どもたちは, どの程度SNSを利用しているのか?
 - ★Pew Internet & American Life Projectの調査結果より
 - 55%がSNSを使っている
 - 全体の48%が1日1回以上アクセスしていると回答(15歳から17歳の女子では70%)
 - (米国におけるインターネットの社会的影響についての2006年の調査)
 - (インターネットを利用している12~17歳のティーン935名が対象)

【出典】「ティーネージャーのSNS利用調査」『カレントアウェアネス-E No.98』(2006.01.17)より

韓国KISCOMの概要

- KISCOM(韓国インターネット安全委員会)の略
- 電気通信事業法に基づき1995年に設立された独立機関
- 2006年1月に旧名称の情報通信倫理委員会(ICEC)から名称変更
- 設立当初より違法・有害情報のモニタリングをしている
- 2004年より市民からの通報を受け付けるホットラインを運用している

- 国内有害サイトについてはセルフレイティングを推奨
- 国外有害サイトについては国内法が及ばないため、ラベルデータベースを構築(2002年3月時点で13万件)
- レイティング基準SafeNetを策定(RSACi、SafetyOnline1基準に基づく) SafeNet基準に基づくフィルタリングソフトSafeNetを開発・無償提供している
- 多様な機能を持つ民間フィルタリングソフトの開発を促進したり、フィルタリングソフトの市場を創出したりするために、民間ソフトウェア企業にフィルタリング技術の移転を行っている

韓国KISCOMの動向

- 毎年、違法・有害情報に関連したインターネット利用に関する実態調査を実施
- 以下、2006年の調査結果より抜粋（13歳以上の1000名に対面調査）

- 一日あたりのインターネット利用時間
 - 全体 1時間未満 35.9%
 - 1～3時間 48.7%
 - 10代の子ども 1時間未満 31.3%
 - 1～3時間 54.0%
 - ...
- インターネットのマイナス面
 - わいせつ物:77.5%
 - 名誉毀損:57.1%
 - うそのうわさの流布:48.8%
 - 言葉による暴力:46.8%
 - 自殺の誘引:26.1%
 - ギャンブル:19.0%
 - ...

- インターネットの教育上の効果
 - 否定的: 26.2%(←13.5%, 2005年)
 - 中立的: 45.4%(←43.9%, 2005年)
 - 肯定的: 23.2%(←36.3%, 2005年)
 - ...
- ネット利用者はマナーやネチケットを守っているか？
 - 全く守っていない:14.8%
 - 守っていない:48.8%
 - どちらともいえない:29.7%
 - 守っている:6.1%
 - とてもよく守っている:0.6%

韓国における法規制の動向

- 「情報通信網利用促進ならびに情報の保護などに関する法律」の改正
 - 2006年12月、1日の平均訪問者数が10万人以上のサイトや公共機関のサイトに対して掲示板での書き込み時に本人確認を義務付ける改正案が国会で可決(掲示板での表示はハンドルネーム可)
 - 従来、本人確認には住民登録番号＋氏名が必要
→表現の自由、プライバシーを侵害するとして、利用者側の反対意見も。
 - 住民登録番号の代替番号として「i-PIN(Internet Personal Identification Number)」による本人確認制度を2006年10月から立ち上げ